



様式第5号（第10条関係）

板柳町指令第 40 号

## 一般廃棄物処理業許可証

住 所 弘前市大字土堂字早川276番地1  
名 称 株式会社東北クリーン  
代表者氏名 代表取締役 三上 博明

令和8年3月6日付けで申請のあった一般廃棄物処理業許可について、板柳町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

令和8年3月24日

板柳町長 葛西 健 人



法人等の名称	株式会社東北クリーン		
所在地	弘前市大字土堂字早川276番地1		
代表者氏名	代表取締役 三上 博明		
営業所の所在地	弘前市大字土堂字早川276番地1		
取り扱う廃棄物の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 可燃ごみ	<input checked="" type="checkbox"/> 不燃ごみ	<input checked="" type="checkbox"/> 資源ごみ
取扱業務の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 収集	<input checked="" type="checkbox"/> 運搬	<input type="checkbox"/> 処分
処分方法	申請書のとおり		
従業員数	36名		
許可期間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで		
許可する条件	1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守すること。 2. 法律及び条例に違反した場合は、許可の取消又は業務停止処分とする。 3. 収集・運搬にあたっては、環境衛生及び交通安全に十分留意すること。 4. 当町において問題が生じたときは、誠意をもって解決すること。		

教示：処分に不服があるときは、行政不服審査法により、審査請求することができます。

(1) 審査請求すべき行政庁 板柳町長

(2) 審査請求することができる期間

処分のあったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内

※再交付の場合は、再交付の印を捺して交付するものとする。